



新しく盛り込んだ内容

《新たな耐震化の推進方針》

耐震化の進め方

- 災害時に重要な機能を果たす建築物は、速やかに耐震化を完了させる。
- 府営住宅は、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし、「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（H28年12月）に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。
- その他の一般建築物のうち、事業中及び計画策定中の建築物については、速やかに耐震化を完了させる。事業方針が未確定の建築物については、早期事業化に向け取組む。
なお、「府有建築物耐震化事業計画」（別紙）により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。（府立学校の耐震化率：H28年3月末現在100%）

《新たな耐震化の取組み》

過去に発生した地震（東日本大震災H23年3月、熊本地震H28年4月等）による建築被害を踏まえ、建築物ごとの緊急性度及び優先度を考慮しながら、以下の耐震化対策の取組みを推進する。

業務継続上必要な建築物等の耐震化

- 災害時に重要な機能を果たす建築物のうち庁舎等については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び府有建築物総合耐震設計要領等に準拠し、機能確保のための強化を推進する。
- 旧耐震基準により建設された建築物で、これまで耐震化対策の対象でなかった建築物についても、府民生活を支えるための業務継続等の観点から耐震化を推進する。

2次構造部材等の耐震化

- 特定天井の耐震対策（府立学校の屋内運動場等の大規模な空間の天井及び照明器具等の耐震点検及び対策を含む。）
⇒災害時に重要な機能を果たす建築物などから対策を進める。
- エレベーターの耐震対策及び閉じ込め防止対策
- その他（エスカレーターの脱落防止対策、ガラス・外装材・屋外広告物・ブロック塀等についての脱落防止対策や転倒防止対策 等）

長周期地震動対策

- 既存の超高層建築物等について長周期地震動の検証を行い、必要な対策を行う。

※熊本地震のように大規模な地震が「連続発生」した場合等については、今後、国からの新たな知見が示された段階で対応を検討していく。